

令和 7 年 11 月 28 日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和7年1月28日（金曜日）

出席議員（11名）

2番	平 吹 俊 雄 君	3番	吉 田 二 郎 君
4番	山 岸 三 男 君	5番	柳 田 政 喜 君
6番	伊 藤 牧 世 君	7番	藤 田 洋 一 君
8番	櫻 井 功 紀 君	10番	前 原 吉 宏 君
11番	佐 野 善 弘 君	12番	村 松 秀 雄 君
13番	鈴 木 宏 通 君		

欠席議員（2名）

1番	赤 坂 芳 則 君	9番	鈴 木 恵 悅 君
----	-----------	----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副	町	須 田 政 好 君
総務課	課長	佐 野 仁 君
総務課課長補佐兼人事給与係長		木 村 敏 君
企画財政課	課長	小 林 誠 樹 君
企画財政課課長補佐兼統計係長		高 橋 仁 美 君
企画財政課政策係長		高 橋 熱 君
企画財政課主事		竹 川 洋 君
まちづくり推進課長		高 橋 憲 彦 君
まちづくり推進課生涯学習係長		小 林 晃太郎 君
防災管財課長		阿 部 伸 二 君
税務課徵収対策室課長補佐兼室長		三 浦 徳 夫 君
税務課徵収対策室主事		高 橋 洋 皓 君

水道事業所長 齋藤 寿君
水道事業所主事 小野 雅憲君
子ども家庭課長 齋藤 真君
子ども家庭課子育て支援係長 伊藤 智昭君

教育委員会部局

教育委員会教育長 伊藤 克宏君
教育委員会事務局長兼教育総務課長 佐藤 功太郎君
教育総務課総務係長 森 陽祐君
教育総務課主事 菅原 真輝君

議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 博人君
事務局次長兼議事調査係長 須田 真喜子君
主事 佐藤 理子君

議事日程

令和7年11月28日（金曜日）午前9時27分 開会

第1 開会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) 権利の放棄について（美里町水道料金）
- 2) 権利の放棄について（美里町学校給食費）
- 3) 旧中埠小学校跡地の地中埋設物撤去に係る補償について
- 4) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について
- 5) 美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失について
- 6) 職員の懲戒処分について
- 7) 第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画について
- 8) 中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査について

第4 その他

第5 閉会

午前9時27分 開会

○議長（鈴木宏通君） おはようございます。

本日、全員協議会ということで、皆さん御出席いただきまして大変ありがとうございます。

私ごとになりますけれども、今月半ばからいろいろと皆様に御迷惑、そして執行部、副議長にも大変いろいろと動いていただきまして感謝申し上げる次第でございます。

今後まず、あと1か月となる今年の時間のくくりでございます。本日もお2人の議員の方が欠席ということになりました、皆様方の体調またはインフルエンザなどの対策を皆さん講じていただきまして、万全たる体調を整えて12月会議または議員活動に進めていただきたいと考えております。

本日の案件に関しましては7件、皆様にお手元に資料を出しましたが、もう1件追加でございますので、ただいま資料をそちらにお手元に配付したとおりでございます。本日進めてまいりますので、よろしく御協力をいただきながらお願いを申し上げます。

では、これから進めてまいります。

本日の会議2名欠席でありますので、定数には十分ということで進めてまいりますので会議を開いてまいります。

まず、町長から御挨拶をいただきたいと思います。

○町長（相澤清一君） 皆さん、おはようございます。

今日は、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただきありがとうございます。

今議長からお話をございました。今年も本当にもうすぐあと1か月ということで、12月9日からは12月会議ということで、本当に皆様方には大変お忙しい中、これから御参列をいただきすることを改めてありがとうございます。

今ありました議員さんの中でも病気をしたり、けがをしたりいろいろと大変なようですけれども、今日もこういうわけでお2人の方が欠席ということでございます。ぜひ十分留意をして、町も小学校、中学校のインフルエンザ、それから南郷病院ではコロナ感染のことがありまして、非常にそういう面では気をつけなければいけない時期になりました。皆様も、来年度もいろんな大きな山を乗り越えなければいけませんので、ぜひ体調には十分留意をしていただきたいと、そのように思うところでございます。

今日は、今議長からありましたように8件、全員協議会を開催いたしまして説明をさせていただきます。非常に長い時間になるかと思いますけれども、皆様の御協力を得ましてスムーズ

に進めてまいりたいと思いますので御協力をよろしくお願ひを申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

○町長（相澤清一君） すみません。じゃ、説明してよろしいですか。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は美里町水道料金の権利の放棄について、2点目は学校給食費の権利の放棄についてであります。また、3点目は旧中埠小学校跡地の中埋設物撤去に係る補償について、4点目は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について、5点目は第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画について、6点目は中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査について、7点目は美里町スマーミングセンター内で発生した売上金の紛失について、8点目は職員の懲戒処分についてでございます。

初めに、1点目の美里町水道料金の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の債務者1人について、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしました。また、美里町水道料金の債務者2人について、債務者の実態から水道料金の未収金の回収が困難であると判断し、債権を放棄するものでございます。本日は、その内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、2点目の美里町学校給食費の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町学校給食費の債務者3人について、債務者の実態から学校給食費の未収金の回収が困難であると判断し、権利を放棄するものであります。本日は、その内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、3点目の旧中埠小学校跡地の中埋設物撤去に係る補償について御説明申し上げます。

令和7年5月29日に議会全員協議会で御報告いたしました旧中埠小学校跡地から発見された地中埋設物について、売却先である株式会社T T Kから全ての撤去作業が終了し、要した費用が判明したとの報告がありました。本日は、その内容と費用の補償について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど防災管財課長から御説明申し上げます。

次に、4点目の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について御説明申し上げます。

本事業につきましては、令和6年度、令和7年度において一部自治体で試行的事業が行われており、令和8年4月から全自治体での実施が義務づけられております。本町におきましても、

令和8年4月からの事業実施に向け、現在、国の基準に従い制度設計を行っているところでございます。本日は、その内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、5点目の第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画について御説明申し上げます。

令和2年度に策定した第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第2期基本計画については、計画期間を令和7年度末までとしております。このことから、令和8年度から令和12年度を計画期間とする第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画を策定するものであります。本日は、この計画案の内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査について御説明申し上げます。

中学校跡地等の活用につきましては、令和6年12月に中学校跡地等活用可能性検討事業を創設し、具体的な検討を進めているところであります。本日は、令和7年に実施した中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査の結果等について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど企画財政課長から御説明申し上げます。

次に、7点目の美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失について御説明申し上げます。

美里町スイミングセンターの指定管理者であります株式会社イトマンスポーツウェルネスから本年7月にスイミングセンター内で売上金の一部が紛失したとの報告がありました。本日は、その内容について御説明申し上げます。詳細につきましては、まちづくり推進課長から御説明申し上げます。

最後に、8点目の職員の懲戒処分について御説明申し上げます。

自家用車で指定速度を超過して走行したことにより、道路交通法違反で検挙された町職員1人を本日戒告の懲戒処分といたしました。詳細につきましては、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

議員皆様の御理解を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。ありがとうございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

皆様に、まず本日お配りしました本日の全員協議会の次第ありますよね。このとおりの順序で今日審議を進めたいと思いますので御理解をいただきたいと思っております。各関係課の都合上、このような順序にしてまいりたいと思いますので御理解をいただいて進めてまいりたい

と思います。

なお、傍聴、録音の申出がありましたので、これを許可しておりますので御了解いただきたいと思います。

それでは早速、説明及び意見を求める事項、1) 番、権利の放棄について、美里町水道事業所。それで、最初にまず資料をお配りするようにしたほうがいいですか、それとも総務課長からの説明を受けてからにしますか。

では、お願ひします。皆さん御存じのとおり、あと、この今資料は回収する方向にしますので御理解いただきたいと思います。

では、総務課長お願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。

説明員の紹介をさせていただきます。

水道事業所所長、齋藤 寿でございます。

○水道事業所長（齋藤 寿君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく水道事業所主事、小野雅憲でございます。

○水道事業所主事（小野雅憲君） よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課徴収対策室室長、三浦徳夫でございます。

○税務課徴収対策室課長補佐兼室長（三浦徳夫君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく税務課徴収対策室主事の高橋洋皓でございます。

○税務課徴収対策室主事（高橋洋皓君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） では水道事業所長、説明のほどお願ひします。

○水道事業所長（齋藤 寿君） それでは、美里町水道料金に係る権利の放棄について御説明申し上げます。

本日は、専決処分により債権を放棄いたしました水道料金及び令和7年度美里町議会12月会議におきまして債権の放棄について提案を提出予定であります水道料金について、併せて御説明させていただきます。

事前にお配りしました資料の1及び本日追加でお配りしました資料の2を併せて御覧ください。

○議長（鈴木宏通君） 所長、着座のままで説明してください。

○水道事業所長（齋藤 寿君） ありがとうございます。

初めに、1の専決処分（専決第3号）についてであります。

専決処分日は令和7年11月19日です。債務者は1人で74歳の女性です。債権額は令和6年8月から令和7年1月までの6件で合計1万7,010円になります。こちらの債権者は独り暮らしをしておりましたが、令和6年12月22日に死亡しております。また、相続人が相続放棄したことを令和7年4月7日に確認しております。債務者の相続財産は不動産のみであります。その財産を処分するためには相続財産管理人を選任する必要があり、債権額を大幅に超える費用がかかります。このような状況でありますことから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、令和7年度美里町議会12月会議におきまして報告させていただく予定でございます。

次に、2の令和7年度美里町議会12月会議において提案予定の議案についてであります。

債務者は2人で、債権額の合計額は3万2,690円になります。

債務者の1人目は49歳の女性です。債権額は、平成28年9月を除く平成28年7月から平成29年4月までの9件で合計8,600円になります。こちらの債務者は転出し、現在は町外に居住しています。令和3年11月15日に古川簡易裁判所から債務名義を取得しておりますが、処分可能な財産を有していないことから債務名義に基づく強制執行申立ての実効性はなく、請求権の行使が著しく困難になっております。実質的には、その債権としての経済的価値が完全に消滅しているものと判断しております。

債務者の2人目は34歳の女性です。債権額は、令和3年4月から令和3年8月までの5件で合計2万4,090円になります。こちらの債務者も転出し、現在は町外に居住しております。これまで居住先の調査や書面、電話等による催告等の徴収努力を行ってまいりましたが、債務者の実態を調査した結果、債務者に弁済能力がないことは明らかであり、実質的にその債権としての経済的価値が完全に消滅しているものと判断しております。

このような状況でありますことから、こちらの2人につきましては、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、令和7年度美里町議会12月会議におきまして、その議案を提出させていただく予定であります。

以上で説明を終わりますが、先ほどお配りしました資料2の債権放棄明細書につきましては、個人情報の記載がありますので説明終了後に回収させていただきます。

以上で終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） 以上、説明を終わりたいと思います。

では、皆さんよりいろいろ様々な御意見、質問等ありましたらお願いをいたします。あり

ませんか。なしでよろしいですか。（「なし」の声あり）

それでは、この件に関しては以上としたいと思います。

では、説明員の交代をお願いをいたします。資料を回収しますのでよろしくお願いします。

では、始めさせてもらってよろしいですか。

では、2) 権利の放棄について（美里町学校給食費）についてに入ります。

では総務課長、お願いいいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 資料を配付させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） では、資料配付をお願いいたします。

よろしいですか。では、総務課長お願いいいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは、説明員の紹介をさせていただきます。

最初に伊藤克宏教育長でございます。

○教育長（伊藤克宏君） よろしくお願いいいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育委員会事務局長兼教育総務課長、佐藤功太郎でございます。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤 功太郎君） 佐藤でございます。よろしくお願いいいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 続いて、教育総務課総務係長、森 陽祐でございます。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく教育総務課主事、菅原真輝でございます。

○教育総務課主事（菅原真輝君） 菅原です。よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 税務課徴収対策室室長、三浦徳夫でございます。

○税務課徴収対策室課長補佐兼室長（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく税務課徴収対策室主事の高橋洋皓でございます。

○税務課徴収対策室主事（高橋洋皓君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） よろしくお願ひいたします。

それでは早速、説明をお願いいたします。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤 功太郎君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、初めに私から説明をさせていただきたいと思います。座って説明をさせていただきたいと思います。

それでは、学校給食に関する権利の放棄について御説明申し上げます。お配りしております資料1及び資料2に基づき説明をさせていただきます。

初めに、資料1を御覧ください。

放棄する債権の債務者は3人でございまして、債権額は25万7,774円であり、年度別の債権額は資料のとおりでございます。全体で未納件数につきましては62件でございます。

債務者の1人目は49歳の女性でございます。債権は、平成28年度分10件5万5,000円と平成29年度分1件4,318円で合計5万9,318円になります。こちらの債務者は転出しておりまして、現在は町外に居住しております。令和3年11月15日に古川簡易裁判所から債務名義を取得しておりますが、処分可能な財産を有していないことから債務名義に基づく強制執行申立ての実効性はなく、請求権の行使が著しく困難になっております。実質的には、その債権としての経済的価値が完全に消滅しているものと判断してございます。

2人目でございますが、34歳の女性でございます。債権は、平成30年度分12件3万7,835円、平成31年度分12件4万7,425円、令和3年度分22件で合計18万2,956円になります。こちらの債務者も転出しておりまして、現在は町外に居住してございます。これまで居住先の調査や書面、電話等による催告等の徴収努力を行ってまいりましたが、債務者の実態を調査した結果、形式的、法律的には債務が存在いたしますが、請求権の行使が著しく困難になっており、実質的に債権としての経済的価値が完全に消滅しているものと判断してございます。

3人目でございますが、33歳の男性でございます。債権は、平成31年度分5件1万5,500円になります。こちらの債務者も転出しておりまして、現在は町外に居住しております。これまで居住先の調査や書面、電話等による催告等の徴収努力を行ってまいりましたが、債務者の実態を調査した結果、形式的、法律的には債務が存在いたしますが、請求権の行使が著しく困難になっておりまして、実質的には債権としての経済的価値が完全に消滅しているものと判断しております。

このような状況でありますことから、これらの3人につきましては、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により債権を放棄することとし、令和7年度美里町議会12月会議におきまして、その議案を提出させていただく予定でございます。

最後になりますが、資料2の債権放棄明細書につきましては、債務者の個人情報が記載されておりますので説明終了後に回収させていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんから意見、質問等ありますか。

伊藤議員。マイクお願いします。

○6番（伊藤牧世君） 伊藤です。1点お伺いします。

資料2の未納額明細と資料1にあります年度別債権額、特に平成30年度、31年度、令和元年度という表記なんですが、この違いというか差異というか、このあたりの説明していただけないですか。

○議長（鈴木宏通君） では、よろしくお願いします。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤 功太郎君） 大変失礼いたしました。

この表記ですね、資料2の表の表記が間違ってございまして、こちらの資料1の表記のほうでということで大変申し訳ございませんでした。訂正方よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） 資料なので、これ後、回収することでまずはいいと思いますが、平成31年度ということで解釈してよろしいですね。（「元年度」の声あり）令和元年度ね、よろしくお願いします。よろしいですか。櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） 詳細に説明ありがとうございます。

この債務者3名ですね、おりますけれども、この未納額の期間には、児童生徒、学年、何名なのかね。1人なのか2人なのか、学年と生徒数あるいは児童数を教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 森係長。

○教育総務課総務係長（森 陽祐君） お答えいたします。

1人目の方につきましては、中学生1人分になります。学年は28年度が中学校2年生、平成29年度が中学校3年生、同じ人でございます。

2人目につきましては、まず平成30年度が幼稚園の年長1人分。（「幼稚園」の声あり）はい。幼稚園の年長1人分で平成31年度が小学校1年生1人分、先ほどの年長の人が進級した分になります。令和3年度につきましては、小学校3年生がまず1人分で10期になります。平成31年度の小学校1年生が3年生になった人です。あとですね、幼稚園の年中が6期分、兄弟ですね。幼稚園の年長が6期分ということで、令和3年度については3人分となります。

以上でございます。

失礼しました。3人目でございます。3人目につきましては、幼稚園の年少が1人分で6期ということでございます。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。では、櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） どうもありがとうございました。

それで、債務者3名については徴収対策課で催告から電話連絡からいろいろ対策を講じたと思うんですが、最終的に接触あったのはいつの時点なのか、この債務者3名についてお伺いします。ちょっとごめんね。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） 電話なのか文書なのか、それもお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 三浦室長。

○税務課徴収対策室課長補佐兼室長（三浦徳夫君） すみません、大変お待たせしました。

まずお1人目の滞納者につきましては、令和7年10月に訪問して本人と接触しております。

続いてお2人目の方なんですけれども、最後に接触したのが令和3年8月に接触しております、その後は文書を送付等したりとか架電、電話をかけたりはしているんですけども、本人とは接触できておりらず、訪問しても本人不在だったりして全然お会いできていない状況でございました。

3人目の滞納者につきましては、令和7年3月に訪問しておりますが、2度ほど3月に訪問させてはいただいたんですけども、本人とは接触できておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） どうもありがとうございました。御苦労さまでしたね。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さんでございます。

常々、分科会でこの件については審査させてもらいながら意見させてもらってきたところでございます。この件に関しましては処分が進んでるということで、進めるようにということでお心配したところでございます。

ちょっと全般にわたってのことの一言だけ意見させていただきたいんですけども、来年度から給食費が無償化になる予定でございます。それを鑑みますと、今後こういう債権の回収が難しくなってくる可能性があります。ですから、きっとその辺に関しましては進めていくていただきたいという意見を申し述べさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 意見ということでよろしいですね。（「はい」の声あり）

では、ほかにありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

では、以上ということで今回の2番の権利の放棄については終了させていただきたいと思い

ます。

では、説明員の方、大変御苦労さまでした。（「どうもありがとうございました」の声あり）教育長ありがとうございました。

説明員も到着いたしましたので、続いて、3) 番に移ります。

旧中坪小学校跡地の地中埋設物撤去に係る補償についてに入ります。

それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。

防災管財課課長の阿部伸二でございます。

○防災管財課長（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） それでは、説明をお願いいたします。

○防災管財課長（阿部伸二君） 本日は議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

旧中坪小学校跡地の地中埋設物撤去に係る補償について、資料を基に説明させていただきます。

1の経緯でございますが、令和5年度に株式会社TTKへ売却した町有財産（旧中坪小学校跡地）の土地から地中埋設物が確認され、最終的に敷地内7か所からコンクリート殻等の埋設物が確認されました。

2の今後の対応でございますが、最終工事部分である敷地北側の面部分の掘削工事が終了し、今後、掘削を伴うような工事予定はなく除去費用が確定したことに伴い、埋設物解体撤去処分費用528万円について町が補償する内容で株式会社TTKと和解することとしたいものでございます。

なお、地中埋設物の処分量は218トンでございました。

3の今後のスケジュールといたしましては、12月定例議会に和解に関する議案を上程させていただき、一般会計補正予算に損害補償に係る予算を計上させていただく予定でございます。補正予算、和解に関する議案をお認めいただいた後、令和8年1月中には株式会社TTKと和解し、処分費用の補償を行いたいと考えてございます。

以上で、旧中坪小学校跡地の地中埋設物撤去に係る補償について説明させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明をいただきました。皆さんから御意見、または質問等ありましたらお願いをいたします。櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） どうも御苦労さまです。1点だけお願ひします。

12月会議に補正予算、損害賠償に係る予算を上げるということでございますが、これの、何ていいったらいいのかな、財源というのかな、財源はどこから支出するのか、その1点だけお願ひします。

○議長（鈴木宏通君） 阿部課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） それでは、お答えさせていただきます。

財源につきましては一般財源を考えてございます。

○8番（櫻井功紀君） どうもありがとうございました。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さんでございます。

こちらの文書を見ますと埋設物がまだ残ってるかのような文章に感じるんですけども、全て除去できたのか、まだ残ってるのか、その1点確認させてください。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） こちら埋設物、校庭は1ヘクタール以上の面積のある校庭でございまして、敷地内にある全ての埋設物を撤去したものではございません。今回、TTKの社屋とあと駐車場等を整備したところでございますが、それに係る部分で工事にちょっと支障がある部分のみ今回撤去していただいてTTKとは和解をするという内容でございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 分かりました。

まだ残ってる部分はあると。でも、今回のこの和解によって、今後の町のそういう補償的なものはなくなるという確認をしたいんですけども、よろしいですか。

○議長（鈴木宏通君） 防災管財課長。

○防災管財課長（阿部伸二君） 議員おっしゃるとおりで、今回の和解で今後のそいうった賠償的なものはないということで和解をしたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） ほかにありますか。ありませんか。（「なし」の声あり）

では、以上したいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、3)番、旧中埠小学校跡地の地中埋設物撤去に係る補償については以上にしたいと思います。説明員ありがとうございました。

では、交代のほどお願ひします。

それでは、4) 番の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施についてに入ります。

では、総務課長お願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介させていただきます。子ども家庭課課長の齊藤 真でございます。

○子ども家庭課長（齊藤 真君） 齊藤です。よろしくお願ひします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく子ども家庭課子育て支援係長の伊藤智昭でございます。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 伊藤です。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏通君） では早速、説明のほどお願ひいたします。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 真君） それでは、改めまして子ども家庭課長の齊藤です。よろしくお願ひいたします。

先ほど町長より御説明申し上げましたが、本日、全員協議会で御説明いたしますのは、令和6年度、7年度にかけまして一部自治体で試行的に実施され、令和8年4月から全自治体での実施が義務づけられております乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）についてでございます。

本事業は、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することを目的として実施するものでございます。本町におきましては、現時点で小牛田保育所1施設での実施を予定しております。

その乳児等通園支援事業の内容につきまして、議員皆様に御説明させていただきます。

それでは、資料の内容につきましては、子ども家庭課子育て支援係長の伊藤からさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） それでは、資料について御説明させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 着座にて説明でよろしいですので。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 失礼いたします。

それでは、1、事業の目的としましては、全ての子供の育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するため、子供の成長の観点から子供の良質な成育環境を整備するとしております。全ての子供の育ちと申しますのは、保育施設などを利用していないお子様に対しても、含めて全てのお子さん、子供としております。また、家庭に対する支援につきましては、これ

から御説明しますけれども、このこども誰でも通園制度を利用した家庭に対して面談等を行いまして、家庭の悩みですとか不安などの解消を行いつつ、家庭環境ですね、家庭での成育環境を整えるというところでございます。子供の良質な成育環境を整備するといいますのは、先ほど申しましたとおり、家庭環境の改善ですか、お子さんに対しての成育環境の経験を積ませるですか、そういったことを含めまして子供が健全に良質な状態で成育するという家庭環境も含めての整備を目的としているものでございます。

続きまして2番、事業概要に移らせていただきます。

こちらにつきましては、こども誰でも通園制度として、全国一律で実施されるべきものの概要になっております。

対象年齢につきましては、生後6か月から満3歳未満の子供となっております。保育施設ですと満3歳児であっても2歳児クラスということで保育施設に通う形になるんですけども、こちらにつきましては満3歳を迎えた時点で年度の途中であっても利用できなくなるというところでございます。

また（2）番、利用条件につきましては、幼稚園、保育施設などを利用していない子供、家庭で保育を行っている子供となっております。

（3）番の利用料につきましては、国の方針といたしまして1時間当たり300円を定めております。

（4）番の利用時間につきましては、子供1人当たり月10時間までの利用が想定といいますか、国で今現在定めている時間となっております。

実施方法につきましては、一般型と余裕活用型に区分されるものでございます。

一般型につきましては、実施場所は教育保育施設など、または認可基準を満たしていれば、児童館、子育て支援センター、単独施設での実施も可能となっております。一般型の職員配置につきましては、保育施設と同等ですね、ゼロ歳児が子供3人に対して保育士が1人、1歳児、2歳児は子供6人に対して職員が1人という基準の下で運営されるものでございます。定員につきましては、配置基準、職員の人数ですか、あとは部屋の広さですね、そういったものの基準を満たす範囲で設定可能となっております。

続きまして余裕活用型となりますと、定員に空きのある教育保育施設での空き枠を利用して受け入れる形になります。職員配置につきましては、追加で職員が必要になるわけではなく、その空きを活用いたしますので、そもそも職員が配置されている枠で受け入れる形になります。定員につきましては、空き枠ということですので、その時点で空いている部分が定員となって

おります。ですので、年度途中に保育施設の空きがなくなってくる場合もございまして、そういった場合、その施設では事業を終了するという形になります。

続きまして3番、一時預かり事業との相違点になります。内容として、類似する部分が多い一時預かり事業と子ども誰でも通園制度ですけれども、（1）一時預かり事業が保護者の立場からの必要性、例えば病院に行かなければならない、買物に行かなければならない等の理由によって子供を預けたいけれども保育施設には通っていないという場合に利用するのが一時預かり事業であるのに対しまして、子ども誰でも通園制度は、預かるものではなくて子供の成長のために通わせる、通園させるという目的で目的が異なります。事業の内容としては、あまり大きな違いはないんですけども、目的というところで一番大きなところでございます。

また2番目、子ども誰でも通園制度では、子供の育ちに関しての長期計画及び利用する子供一人一人の個別計画の作成が必要になります。この1月当たり10時間までの利用の子供に対して、年間計画ですとか個別計画を施設側が立てる必要が出てまいります。こちらが一時預かりとしては、こういったものを立てる必要はないということで施設側として違ってくるところでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

令和8年度での本町での事業実施予定としております。先ほど課長からもお話をさせていただきましたけれども、実施施設につきましては小牛田保育所1施設を予定しております。また、食事の提供につきましては、現在としては弁当を持参していただいてそちらを提供することを想定しております。

例規の整備につきましては、認可基準及び確認基準について12月定例会議に上程いたしまして、付随する関係規則等につきましては令和7年度中に整備を行い実施させていただきます。

条例につきましては2点ございまして、美里町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらが認可基準と一般的に呼ばれているものでございまして、事業を行うに当たって必要となる設備基準、あとは職員の配置基準、虐待ですか苦情の処理などといった基準を定めたものになります。もう一点が美里町特定乳児等通園支援事業の運営に関する規則を定める条例となっておりまして、こちらは一般的に確認基準という言われ方をされます。乳児等通園支援事業、この誰でも通園制度を行う事業者が子供を受け入れた際、乳児等支援給付費ということで運営費の補助が受けられるんですけども、こちらを受けることの施設として町が指定した施設であるというところの確認を行う必要があるんですけども、その確認の基準となります。ですので、こちらの両方の認可、確認を受けて初めて給付費を、運営費

の補助を受けつつ誰でも通園制度を行えるんですけれども、この確認がなければ給付費を行えない、自費でやるしかないという形になっております。

続きまして5番、その他としましては、現在は小牛田保育所での実施を予定しておりますけれども、私立保育施設から事業実施の希望があった場合につきましては、その都度申請に基づいて認可、確認を行って、そちらの私立施設での実施についても進めてまいりたいと考えております。

資料については、以上で御説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君）　ただいま説明をいただきました。皆さんから意見、質問等ありましたらば。柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　柳田です。御苦労さんでございます。

一つずつでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君）　はい、1件ずつでお願いします。

○5番（柳田政喜君）　まず、こちらの事業は義務化されるということですけれども、費用に関しては国から出るものでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）　申し訳ございませんでした。

費用につきまして、まずその給付費としまして、町から施設へ子供の年齢及び受け入れた時間に伴いましてお支払いいたします。その後、国と県から交付金ということで交付されまして、補助基準額としましては、国が4分の3、県が8分の1、町の負担としては8分の1となっております。

○議長（鈴木宏通君）　柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　町もあるんですね。分かりました。

そうすると、この事業概要自体が国で出してきた基準ということで10時間までしか受け入れられないということだと思うんですけども、こういった中で本町での実施についてちょっとお聞きしたいんですけども、まず先ほど話にありました国の事業でありますから、空き枠に対して使っていって、いっぱいになったら事業を終了するという話でしたけれども、実際、小牛田保育所の今空きはどれぐらいなんですかね。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）　お答えさせていただきます。

来年度以降につきましては、今現在、申込みを受けていて審査をしている段階ですけれども、

実際、空き定員としまして、双方の基準と、施設の基準と職員の基準を満たす範囲で定員を行いまして、すみません。ちょっと訂正させて……。

○議長（鈴木宏通君） 齊藤課長。

○子ども家庭課長（齊藤 真君） 補足いたします。

定員につきましては、来年度、小牛田保育所につきましては90人の定員で進めていく状況でございます。実際、年齢枠で定員というのを設けてございますが、90人とはいえ、来年度につきましては、ゼロ歳児3人、1歳児6人、2歳児6人、3歳児23人、4歳23人、5歳23人の定員という形で進めていきます。その中で計算しますと、実際問題、84の受入れというところで、実際は90人の枠で6人空きのある状態で進めていくというような形になります。その6人はなぜ6人に減っているんだというところでございますが、こちらにつきましては、今年度、2歳児を6人減らしております。それにつきましては、やはり昨今、少子化問題がございまして、こちらのほう定員6人入れますと、ほかの私立の保育園のほうに人が回らない状態になってしましますので、こちらは公立のほうが調整をいたしまして6人減らした状態でスタートさせるというような形で考えてございます。ですので、6人の枠の中で受入れをしていくというような形でございます。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 3歳児までですかね、この事業の対象はね。だから上のほうの人数はいいとして、だからその6人の枠を3歳児以下、さつき言ってる、1歳、2歳、3歳も満までですね、年齢が満になるまでですから、未満ですね、ごめんなさい。ということになってくると、その6人の枠があるといつても、職員を新たに雇用した形、配置しないとクラスを持てないという形なんだと思うんで、その部分もあるということで分かりました。その辺の全体のバランスでの3歳未満に対する手当てはできるような形を取れるということでよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（鈴木宏通君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） それと一つ心配しているのは食事の提供についてなんですけれども、国では来年度から給食の無償化に進むというような話になってると思います。そういった中、保育所では給食は所内調理の給食の提供だったと思うんですけども、この参加する子供だけが弁当を持参するというのはいかがなものかなと思うんですけども、これぐらい町で手当てし

て国で給食費無償化の際に出ないんであれば、町でこれぐらいの手当てはすべきだと思うんですけども、同じものを提供できるようにするべきだと思うんですけどもいかがでしょうか。
(「対応を考えてるかということですね」の声あり)

○議長（鈴木宏通君）では、伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）お答えさせていただきます。

給食の提供につきましては、まだ今検討段階というところではございますが、アレルギーの関係ですとか、あとは誰でも通園制度の予約を行って利用するという形になるんですけども、その予約のタイミングですね。3日前、4日前、こちらもちょっとこれから制度設計次第ではあるんですけども、直近での予約に対しての食材の確保が難しいという想定がございまして弁当の持参で行きたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木宏通君）柳田議員。

○5番（柳田政喜君）そこも含めて、来た子供がそういう環境になじむ、勉強するために来るわけですから、一緒に食事できる環境をつくってあげるのも義務かなと思いますんでよろしくお願いします。

最後にお願いですけれども、事業の希望が私立保育所からあった場合ということもありますんで、その辺はきっと柔軟に対応してきちっとした指導をしていっていただきたいというのと、その辺しっかりと対応していっていただきたいと思うんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）私立の保育施設につきましては、先日、説明を行いまして、十分に制度を理解していただいたものと思っております。

なおさら、認可、確認の際、またそれ以降の保育につきましても、こちらはもちろん年に1度の監査ということを行うところもございますので、保育の内容につきまして、町として指導ですとか、そういったところをしていきたいと考えております。

○議長（鈴木宏通君）柳田議員。

○5番（柳田政喜君）すみません、ちょっと度忘れしていたものですから。分かりました。その辺しっかりとお願いします。

それで、きっとこの事業を実施時には周知をして、うちの町のこの事業や使いづらいならないように、きっと皆さん、使いたい方が使えるような形でスタートしてほしいと思いますのでよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（鈴木宏通君）では、よろしいですね。山岸議員。

○4番（山岸三男君）1点だけお尋ねします。

まず利用時間なんですかでも、1月当たり10時間までとなってますが、これ、例えば20日間、1時間ぐらいしか、1日1時間しか利用できませんよね。これと同時に、また一時預かり事業、相違点ということで、一時預かりするのと、あと違いはこの通園させるという違いを示してありますが、私は、この通園制度ということで今の説明だと予約をしてからでないと受けられないという、2日、3日前に予約。そして、同時に対象者は、幼稚園、保育所を利用してない、要するに、おじいちゃん、おばあちゃんで面倒を見られているお子さんがこの制度を使えるのか。（不規則発言あり）今聞いてるから。それをちょっとお尋ねします。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）それでは、お答えさせていただきます。

こちら10時間につきましては、議員おっしゃられましたとおり、1月に対して10時間ですのとそちらをどのように割り振るかは保護者の利用の仕方になります。1日8時間を使った後、もう2時間だけを残すか、2時間ずつ5日間を使うかといったところにつきましては、保護者、利用者の方次第でございます。

また、利用の条件としまして、幼稚園、保育所を利用していないお子さんということになりますので、例えばおじいさん、おばあさんがいたとしても、おじいさん、おばあさんが御自宅で見ているという場合につきましても、この制度には合致しますので予約を取っていただいて利用していただく形になります。ただその前に、利用者に対しては美里町からこういったものを利用できるお子さんですということで認定を行いまして、それで10時間の時間を付与させていただくという形になります。

○議長（鈴木宏通君）よろしいですか。山岸議員。

○4番（山岸三男君）今説明ですと、保育園、幼稚園に入ってない方が対象で、それを対象外というか、今これから制度を利用したい人は認定をするという、この説明ですね。それは、認定するということは、利用したい人が申請をして、それに対して認定をするという形でよろしいのですか。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）議員おっしゃるとおりであります。

○議長（鈴木宏通君）では、ほかにありませんか。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君）すみません。御苦労さんです。

今ちょっと説明聞いて何とか分かったんですけれども、確認の意味になりますけれども、この通園制度をやるために職員の配置の増員、何でなってないなと思ったっけ、ちょっと説明で、現在、運営されている保育所内のスタイルでそのまでいくから、今の6人なら6人がなってきても大丈夫だという捉え方でよろしいですね。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）余裕活用型で実施いたしますので、職員の増員は今、そうですね、不要になっております。

○議長（鈴木宏通君）吉田議員。

○3番（吉田二郎君）毎日6人行くわけではないでしょうけれども、もっと不安なのは、同日に例えば申込者が、定数枠よりも増えたよという場合は、もう誠に申し訳ないとお断りをするようなスタイルでいくのか、臨時というか、別なところで受け入れするんだか、その基準はもう分かっていれば。どうなんですか。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）こちら設備の基準の中で定員を超えてはならないということになっておりますので、定員を超えた場合は、超えた方につきましては利用できないという形になります。ただ、その予約の状況がウェブを利用してスマートフォンなどで予約を取る形になりますので、定員を超えた時点で予約ができなくなるというようなものになります。ですので、電話をいただいてお断りするというものではなくて、そもそも予約ができるなくなるという制度でございます。

○議長（鈴木宏通君）吉田議員。

○3番（吉田二郎君）そうすると1時間、1時間以上いてもいいでしょうけれども、同じ、今お世話されている子供たちと同じようなカリキュラムというかね、ちょっと何かそういうふうな指導方法というか、そういうのでいくスタイルでよろしいんですか。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）お答えさせていただきます。

そうですね。その年齢層、ゼロ歳児のお子さんが来ればゼロ歳児のクラス、1歳児であれば1歳児のクラスに入りまして、そちらの在園児のお子さんと一緒に過ごし、先生も同じですので一緒のことを行うということを想定しております。

○議長（鈴木宏通君）吉田議員。

○3番（吉田二郎君）すみません。じゃあ、ちょっとこの使用料金のことでもうちょっと、聞

いたかもしれませんけれども、1時間当たりの300円。この根拠というか、何で300円に。何ば
でも取ればいいというもんだか、採算到底合わないと思うんですけれども、ちょっとこれ。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）お答えさせていただきます。

こちらの国の料金300円の根拠につきましては、国の検討会の資料によりますと、現在、全
国で実施されている、一律ではないですけれども実施している施設、実施していない自治体ご
ざいますけれども、実施されている一時預かり事業の利用料金の平均が1時間当たり300円か
ら400円だということでございまして、それで、それにプラスして保護者の経済負担の軽減の
観点からということで、その平均値の下を取りまして300円としたとなっております。

○議長（鈴木宏通君）よろしいですか。吉田議員。

○3番（吉田二郎君）国で300円って、取りなさいよというんだか、これだけの行きましょう
という決まったかだといって、各自治体、これ足並みをそろえて300円は、それも一つの決ま
りだと、いいと言わなくとも、なれば実際、本町では無償にしましょうとか、そういうふうな
考えというのは起きなかつたのかな、子育ての。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君）今現在、こちらの300円につきまして、ただ無
償化ですか、そういったところの検討は行っておりません。ただ、国として300円という金
額は義務ではありませんので、例えば町の判断で無償化することも可能かと思われます。し
かし、例えば私立保育施設になった場合に、行っている場合につきましては、私立保育施設の
収入が300円減るような、1時間300円減るような形になりますので、そちらに対しての補填は
必要になってくるものと考えております。

もう一点ですね、まだ国からこの300円というのは、この試行期間、今、令和6年、7年度
の試行期間でそちらの金額でございまして、明確に令和8年度からも300円で行きなさいとい
う指示はまだ来てはいないところではあるんですが、低所得者ですとか生活保護世帯へは減免
措置をするというところが今現在有力なところでございますので、例えば生活保護世帯は無料
にする、住民税の非課税世帯は何十円で利用できるという措置もされるものと考えております。

○議長（鈴木宏通君）吉田議員。

○3番（吉田二郎君）じゃ最後に、私立の保育施設のほうでこの申請に出す場合というのは、
町にこの申請許可、申請書を出すというようなスタイルでよろしいですか。

○議長（鈴木宏通君）伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり町に申請を出していただきまして、町が認可、確認を行い、それを受け事業の実施が開始されるという形になります。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「了解」の声あり）ほかにありますか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） この誰でも通園できる制度というのは、昔から、もっと早めにやればよかったなあと思ってるんですが、我が町では待機児童はゼロですよ。にもかかわらず、こういうのをやりたいということなんですが、それで、どうなんですか。4月から始まるという予定なようですけれども、保育所の、小牛田保育所ですか、これどのくらい空きになってくるのか、その後どのような見通しが立てるか、その辺は考えてますか。いや、さっきは要するに、何ですか、小牛田保育所の1室でやるということなんですが、だから、その後どうなっていくの。要するに4月1日以降は8年度は1室と、1部屋、教室ということなんだけれども、その以降はどうなっていくのかなと思って。それまで考えていませんか。

○議長（鈴木宏通君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（齊藤 真君） お答えいたします。

定員のお話かと思いますが、先ほども申し上げたように、来年度につきましては6人の空きの状態で6人の枠で実施していくというところになります。これが1部屋かといいますと1部屋ではなくて、あくまでも6人をゼロ歳から2歳のクラスに分けて保育をするというような形でございます。

来年度以降どうなんだというお話なんですが、来年度以降につきましても、子供たちの人口の推移を見まして、当然これから増えていくということがございませば、当然、小牛田保育所のほうの定員も増やさざるを得なくなってくるというところでございますので、そちらにつきましては、まだ見通しがつかない状態でございますので、来年度以降につきましては人口の動向を見ながら判断していくというような形でございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 分かりました。

それで、面談を行って認証することですけれども、面談する場合は、要するに一時預かりだとすぐできると思うんですが、この場合だと面談するということですけれども、数日間かかるんですか。認可するまでは、許可するまでは。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

申し訳ございません。こちらの面談につきましては、認可の際に行うものではございません。あくまで認可は書類でのみ行うものでございまして、面談を行うタイミングにつきましては、施設を初めて利用する前段階で行う形になります。ですので、町からの認定を受けまして、そうしますと一度施設に連絡を入れていただいて面談を行い、そのお子様ですとか家庭環境を把握した上で初回の予約に進むという流れになります。この面談につきましては施設で行いますので、お子さんと保護者の方にお越しいただいて担当の職員が行う形になるんですけれども、それほど長い時間の面談ではないかと考えております。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 面談を行うということは、これ募集とかそういうのもやるんですか。通園、この制度をこのようにこれから事業を行いますよという募集、定員とか募集はかけるんですか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

定員の保育施設のような募集という形ではございませんけれども、制度が開始した旨、あとはこのように利用できますとか、そういった周知は今後させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そうしますと、電話か何かの形の中で係に、こういうわけで入園したいんですけどもというようなことで連絡するというだけなんですか。そこから始まるんですか、その面談というのは。

○議長（鈴木宏通君） もう一回、再度。伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 御説明させていただきます。

それでは、申し訳ありません。最初から、保護者の方、利用者の方が認定を受けてから利用を開始するまでの流れについて整理させていただきます。

まず保護者の方、この誰でも通園制度を利用したいという保護者の方につきましては、その認定申請書というものを町に提出いただきます。町としましては、そちらを審査いたしまして、認定を行いまして、それと同時に予約システムのアカウントを発行させていただくような形になります。これ以降につきましては基本的にウェブ上で行うんですけども、こちらにつきまして、その予約システムで施設に対して面談の予約を取っていただきます。施設としては、その面談の予約、日程などについてオーケーであればオーケーということで返答すると。それで、それに対してその当日、面談を行いまして、そのお子さんの人なりですとか、家庭環境

のことの把握を施設が行う形になります。その面談後に、同じくウェブのサイトで、ウェブ上で施設の予約、この日のこの時間からこの時間までということで予約を取りまして、またそれに対して施設がオーケーであればオーケーということで返答し、当日の利用につながるという形になります。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） 申請書があるということで、分かりました。

それで、さっき支払いですね、1時間300円ということですが、支払いはいつやるんですか。

その日、1日1日にしてやるのか、1ヶ月トータルでやるのか、その辺どのように考えますか。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） 今現在、一時預かり事業につきましても当日利用と同時に支払っていただくということで御説明をしておりますので、こちらについては当日お支払いいただくことを想定しております。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 以上でよろしいですか。（「終わりで」の声あり）はい。

では、ほかにありませんか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 2点お伺いします。

1つ目、まずは3の（1）にあります長期計画及び利用する子供一人一人の個別計画の作成なんですけれども、こちらは誰が行うようになるのかお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

こちらにつきまして、一人一人の個別計画につきましては、面談を行いまして、その年齢のクラスに入るということになりますので、例えば施設の管理者ですとか、あとはクラスの担任の先生ですとか、そういう立場の方が作成することを想定しております。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 2つ目なんですけれども、定員の考え方なんですけれども、定員というのは登録する人は何十人でもいいのかなと。1日当たり6人枠がありますよというところで、予約を入れながらマックス6人という、その時間がずれれば、例えば午前中に6人に、何でしょう、午後からでも、人が変わっても6人という形でいいのかどうか、そのあたりお願いします。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤係長。

○子ども家庭課子育て支援係長（伊藤智昭君） お答えさせていただきます。

こちらの定員というのは、基本的に同時に利用できるお子さんの数を想定しております。ですので、皆さん2時間を使うということであれば1日に8時間を事業として行う場合には4人、1人の枠で4人受け入れることもできるという形でなっております。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）
ということで、以上としたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
では、4) 番、乳児等の通園支援事業につきましては以上のとおりとしたいと思います。
では、説明員の方ありがとうございました。
では、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は11時といたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開いたします。
次に、5) 番、美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失についてを、これから入りたいと思います。

それでは、総務課長お願いいたします。
○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介をさせていただきます。
まちづくり推進課課長の高橋憲彦でございます。
○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 高橋です。よろしくお願ひいたします。
○総務課長（佐野 仁君） 同じく、まちづくり推進課生涯学習係長、小林晃太郎でございます。
○まちづくり推進課生涯学習係長（小林晃太郎君） 小林です。よろしくお願ひします。
○議長（鈴木宏通君） では早速、説明のほどお願いいたします。まちづくり推進課長。
○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） それでは、美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失についてということで私から御説明申し上げさせて……。
○議長（鈴木宏通君） 着座にてお願いいたします。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 御説明いたします。
令和7年7月20日日曜日、美里町スイミングセンターにおきまして、売上金の紛失、総額6万900円が発生いたしまして指定管理者である株式会社イトマンスポーツウェルネスから報告がございましたので、その内容を説明させていただきます。

2番の経緯になります。まず事の発端でございますが、令和7年7月20日の営業終了後、スイミングセンター、パート従業員が事務室内にある両替用のお金6,900円の不足に気づきました。

て、券売機も確認したところ、さらに5万4,000円の不足が判明し、合計で6万900円が不足していることが確認されたというものですございました。翌日以降、スタッフにより不足金を探しておりましたが見つからず、南郷駐在所に通報し、警察により鑑識が行われたというような状況でございました。

8月7日木曜日になりますが、正式に遠田警察署へ被害届を提出、関係者への聞き取りや館内のセキュリティー履歴の確認を行い、同日、まちづくり推進課にこれまでの経緯の報告がございました。

10月7日火曜日に、パート従業員からスイミングセンター館長に対し罪を認める話があり、紛失していた現金の返金と退職届が提出されたとのことです。

11月4日になりますて、株式会社イトマンスポーツウェルネス営業部長兼P P P推進部長及び仙台支店長兼P P P推進部次長、美里町スイミングセンター館長の3名が町に謝罪のため来庁いたしまして、謝罪及び今後の再発防止策が記載された報告書が提出されております。

それを受けまして、11月10日になります月曜日でございます。私と担当職員2名で法令に基づいた実地調査を行わせていただき、再発防止策が適切に実施されていることを確認しております。

またその後、11月12日水曜日に株式会社イトマンスポーツウェルネスに対して、今後、再発防止に努めるよう文書で指示をしているところでございます。

町の対応といたしましては、ただいまお話ししたとおり、迅速な調査及び再発防止策を講じることを求めており、再発防止策が適切に実施されていることを確認しているというところでございました。

なお、指定管理者から再発防止策として示されているのが4番目の4点でございます。

（1）券売機等管理体制を見直し、2人体制での点検実施。

また、（2）売上金を毎日2人体制で確認して金庫へ保管。こちらにつきましては、これまで券売機の鍵が従業員誰でも扱えるような状況であったものを、館長、副館長など特定の者のみが使えるような点検体制になっているというところを確認しており、また、日々の売上金につきましても確実に2人で確認しながら耐火金庫等で一時保管するというようなところを徹底されているということも確認しているところから、リスク管理が徹底され改善されていると、こちらでは見ております。

また、（3）で記載しているとおり、館内に防犯カメラの設置というところ、また、社員向けコンプライアンス研修の実施というところで不法行為の再発防止が図られていると、こちら

では捉えてございます。

以上で美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失について、詳細説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君）　ただいま説明をいただきました。皆さんから意見、質問等ございましたらばお願いします。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　4点お伺いします。

○議長（鈴木宏通君）　4点ですね。

○6番（伊藤牧世君）　はい。まず初めに経緯のところからなんですかけれども、7月20日に不足の確認、そして8月7日に被害届ということだったので、翌日探して、なかつたということだったんですけども、この間がすごく長いと思われるんです、期間が。そのあたりがどうだったのかというところと、また、まちづくりに報告もその8月7日同日にということだったので、経緯というところでも、その間、やはり町には何も連絡がなかったというところをちょっとまず確認したいと思います。

○議長（鈴木宏通君）　小林係長。

○まちづくり推進課生涯学習係長（小林晃太郎君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

指定管理者から町に報告が上がるまでの日数というところで、こちらはスイミングセンター内部での聞き取り調査を行っていたというところと、あとは警察への通報事案かどうかというところをイトマンスポーツウェルネス本社の指示を待ってから町の報告としていたというところで伺っておりました。

あと、町への報告が遅過ぎるというところに關しましては、こちらは売上金の紛失が発覚して以降、社内の調査に時間がかかったということでしたので、今後は事故が発生したら速やかに町へ第一報を入れていただくように指示しております。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　また、10月7日ですね、退職届、私的流用を認めて退職届が提出されたというその間、その職員は通常の勤務をしていたということなんでしょうか。（「議員おっしゃるとおりですね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君）　小林係長。

○まちづくり推進課生涯学習係長（小林晃太郎君）　議員おっしゃるとおり、通常の勤務を続けていたというところで伺っております。

○議長（鈴木宏通君）　伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 最後のほうで町の対応と再発防止あるんですけれども、発覚してから町に入ってから、町の対応としてはどういったやり取りを行ってきたのか。終わったことに関しては今後こういう形ということだったと思うんですが、まず一報があって、それというのはまちづくり推進課で受けているのか、警察に通報しますよといったところと被害届を出しますということで何かしばらく聞き取り調査とかで時間が経過しているようなんですね。その間というのは、その届を出したほうがいいのかどうかというところはまちづくりのほうには、何でしょう、相談というか、お話というか、報告とかあったんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 先ほど御説明したとおり、8月7日に正式に被害届が出されたときにまちづくり推進課に第一報が来たというところでございました。その時点で私のほうでも詳細について確認したいという旨、お話をさせていただいたんですけども、実は警察のほうに、先ほどお話をしたとおり、その以前から、20日に発覚してからこれまでの間に既に警察で鑑識も入っているという状況でした。ですので、捜査が始まっています実質始まっているような状況でしたので、こちらとしても正式にその捜査に加わることはもちろんできませんし、要は、捜査の状況が確認されればこちらとしてはいいのかなという判断があったというところもございました。ですので、警察の捜査の状況を見ていたというのが結果的には時間がかかって、これまで時間がかかっていたというところの理由になるというところでございますね。そちらから、イトマンから正式に報告がいただいた後に、こちらとしての調査を実施させていたいたいというのが今回の経緯になっております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） じゃあ、この後なんですけれども、要は、何でしょう、私的流用を認めるというところまでの間も通常、職員がそのまま常駐してたというところで、やはりほかに何もなかったのか。そういうトラブルとか、そういうものはもっと発生していなかつたのか、お願いします。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 先ほど御説明させていただいた再発防止策、こちらにつきましては、スイミングセンターでこの案件が発生した後、対処できるものをすぐにやっていくというような状況であったようです。例えば、券売機の管理、こちらの鍵の管理であったり、あとは売上金の日々の確認であったり、そうしたものが、先ほど説明したように2人体制であ

るとか、そういうものをやっているという状況、あと防犯カメラにつきましても8月21日には設置しているというような状況を確認しておりますので、日々、再発防止策は改善されてい るというような状況だったと伺っております。

○議長（鈴木宏通君）伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）根拠のない話で申し訳ないんですけども、例えば忘れ物に関しても、 例えばかりなりプールって忘れ物が多いんですね。でも、その紛失とかトラブルとか、結局、す みません、私もずっと使っているもので、6月、7月、8月、9月くらいがちょっと嫌な感じ が、いろいろな感じを受けてたんですね。それで、非常に結果としてこれが、ああ、こういう ことがあったからかという感じはあったんですが。

○議長（鈴木宏通君）伊藤議員。（「すみません」の声あり）曖昧な事実を述べないようにお 願いします。

○6番（伊藤牧世君）なので、ほかというか、辞めた職員とのトラブルとかというのはなかつ たんでしょうか。辞めるまでの間に、その前。

○議長（鈴木宏通君）小林係長。

○まちづくり推進課生涯学習係長（小林晃太郎君）こちらで把握している限りでは、そういつ たトラブルは特に報告されておりません。

○議長（鈴木宏通君）伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）じゃ、最後ですね。再発防止策が適切に実施されていることを確認した ということでした。これに関しては券売機を主にしたところだと思うんですね、お金の管理と いう形。というところで、それ以外にも先ほど防犯カメラも入れたというところはあるんです けれども、何でしょう、従業員の管理、監視というんですか、体制、そういったところと町との 関係というのはどういった形になってくるのか。要は、こちらで再発防止策ということでお 話ししているようなんですが、それは文書でやり取りをして何かやっているのかどうか、お願 いします。

○議長（鈴木宏通君）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君）文書でやり取りしているかというところにつきましては、 第一報を受けてから警察の捜査が始まっているという状況を確認している段階で、何度か、も ちろん電話等でもやり取りさせていただいてますが、そういった中で、やはり再発防止策とい うのはきちんとやんなきやないですよねという話は何度もしてございます。口頭でですけれど も。そういうことを受けてイトマンスポーツウェルネスのほうで再発防止策を検討し、それ

に隨時対応していると考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございます。

スイミングセンターですけれども、直営で経営してた場合、そしてこのイトマンの前の指定管理者が経営してた場合は、このような事例は一つもなかったと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 以前の指定管理者までにそういったことがあったという事実は、こちらでは聞いてございません。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） ありがとうございました。

私もこのような事例ね、記憶ないんですよ。ところで、このパート従業員の方は、イトマンで新規採用された方なんでしょうか。それとも、その前の指定管理者の中から引き続き採用されてる方なんでしょうか。その辺いかがでしょう。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） すみません。そちらの雇用関係につきましては、こちらでは把握してございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） その辺も、しっかり指定管理者と確認しておくべきだと思いますよ。この方を雇っているんだということは、やっぱり担当課の課長はやっぱり把握しなきゃ駄目ですよ。

それから、最後になりますけれども、もう一点。警察に被害届を提出したと。ところが、この方はお金を返金して退職願を出したと。じゃ、その後の警察の捜査というか、この処分。被害届を、この指定管理者が却下といったらおかしい、取下げしたのか、それとも処分についてはどうなったのか、これからなのか、その辺まで把握していますか。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 先日まで確認しているところによりますと、被害届はそのまま提出したままですので取下げは行っていないと、そのまま捜査が継続されているところでも認識しております。今後、書類送検等が行われるのかなとは考えてございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。もう一回。櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君）　この後、この件は聞いていいかどうかちょっと私も。

○議長（鈴木宏通君）　休憩する。

○8番（櫻井功紀君）　休憩してください。

○議長（鈴木宏通君）　休憩いたします。

午前11時17分　休憩

午前11時18分　再開

○議長（鈴木宏通君）　では、再開をいたします。

では、ほかに質疑ありませんか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　1点確認させてもらいます。

指定管理の中でこういう事件が起きて、そちらで処分するという形になると思うんですけれども、町として指定管理のこちらの会社にどのような注意だったり注意勧告だったり、いろんなことあると思うんですけども、そのようなことは考えてないですか。

○議長（鈴木宏通君）　まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君）　先ほどの経緯でもお話をさせていただきました。現時点での指定管理者から報告を受けたことに基づいて、指定管理者に対して町が行えるところというところで実地の調査をさせていただき、必要と思われるような部分で指示を行うことができるというような法令がございまして、それに基づいて11月12日に町としては再発防止に努めてほしいというような指示をさせていただいているというところでございます。

○議長（鈴木宏通君）　柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　あくまで私が聞いてるのは、指定管理者の会社に対して町から何らかのきっちとした明確な、そういう指示とかこまいことじゃないの、内部的な指導じゃなくて、きっちとした注意だったり注意勧告だったり、処罰があるのかどうなのか、会社に対して。そういう正式なものがあるのかどうなのか、その辺の確認です。

○議長（鈴木宏通君）　副町長。

○副町長（須田政好君）　それでは、お答えします。

今まちづくり推進課長がお話ししましたように、地方自治制度の中での指定管理者制度で定められている町としましては、まず現地に入って調査、その前に書類の提出とか求めるんですが、現地に入って調査して、そして必要な指示、今回に関しては向こうから出された再発防止のマニュアルに従ってしっかりと再発に努めろという指示を出してございます。

今後、もしまた似たような案件あるいは見過ごしのできない案件が発生しましたら、さらにこの上になりますと町長は監査委員に指示をして、監査委員は監査もできますので、そういう手だては考えていかなくてはいけないかなと考えてございます。業務監査、財政監査、そちらを行わなければいけないかなと考えてございます。

現在は、警察の捜査が進行中でございますので、今の段階では町としましては現地調査をして内容を確認して、そして必要な指示をして今後の状況を待ちたいなという考え方でございます。特に指定管理を解除するとかということは、現段階ではまだ考えてございません。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかに。吉田二郎議員。

○3番（吉田二郎君） 御苦労さんでございます。

十数年前ですね、この施設で私もお世話になった1人でございますが、今回このような事案をお知らせというか、大変残念に思っております。その経緯は分かりました。それで、この4番の再発防止策、4つあります。説明で、すぐできる、まだ2か月弱ですけれどもね。この4つある項目のうち、3つまでできたということでおよろしいかな。全部できてるんだよ、実施されてやる、そのところちょっと教えてください。

○議長（鈴木宏通君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋憲彦君） 再発防止策1番目、2番目につきましては、直後からそういう体制になっていると聞いておりますし、あと3番目につきましては、先ほどお話ししたとおり8月21日には導入、4番目のコンプライアンス研修につきましても、従業員二十数名いるというところでございましたので、都度都度ですね、10月11日から21日にかけてパート従業員も含め、そういう体制を行っていると確認しております。

○議長（鈴木宏通君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） 3番の防犯カメラの設置されたという件、8月ね。防犯カメラはいろいろな使い方あるかと思いますけれども、防犯カメラ設置されて残念なことですが、これ券売機のところに1基、1台つけたのか、それとも何基を、防犯カメラを今度設置されたのか教えてください。

○議長（鈴木宏通君） 小林係長。

○まちづくり推進課生涯学習係長（小林晃太郎君） 事務室内に1基設置しております。券売機のほうには、設置はしておりません。（「指定管理者が設置している」の声あり）失礼しました。指定管理者のほうで設置をしております。すみません。失礼しました。（「よろしいです」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありませんか。ないようでしたら、これで終わりたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

では、5) 番、美里町スイミングセンター内で発生した売上金の紛失についてを終了いたします。

説明員の方、御苦労さまでした。

続いて移りますので説明員の交代をお願いいたします。

では、続いて、6) 番、職員の懲戒処分についてに入ります。

総務課長お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 本日追加でお配りしました資料の懲戒処分概要にありますとおり、令和7年9月23日午前8時56分頃、大崎市内の県道を自家用車で走行中、指定速度時速40キロメートルを時速31キロメートル超過した時速71キロメートルで走行し、指定速度違反により検挙され、令和7年11月7日付で道路交通法違反により罰金刑が確定したものでございます。

この行為は、道路交通法違反にとどまらず、公務員として求められる社会的規範を欠くものであり、美里町職員全体の信用を著しく損なう極めて不名誉な行為であります。これを重く受け止め、本日、当該男性職員に対し、戒告の懲戒処分を行いました。

今後、同様の事案を再発させさせないため、全職員に対して、より一層の道路交通法をはじめとした法令等の遵守徹底に努めてまいります。

人事担当課長として深く町民及び議員各位におわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（鈴木宏通君） ただいま説明がございましたが、皆さんから御意見または質問等ありましたら、櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） 御苦労さまでございました。

この方は私用で通行してたと思うんですが、その点、確認したいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） この日、9月23日につきましては祝日でございまして、その男性が個人の自家用車で使用しておりましたことで私用でございます。

○議長（鈴木宏通君） 櫻井議員。

○8番（櫻井功紀君） これは、何ていうんでしょうか、スピード測定で捕まったのか、それともスピード監視カメラで捕まったのかどうなんだか、ちょっと私も勉強したいと思うんですが。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 現地で交通違反の取締りを行っていた際に捕まったものでございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありますか。平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） マイクください。今回処分されたんですけども、この懲戒規定には、この指定速度違反というものがどの辺に抵触するのか、あるいは抵触しないで、先ほど説明ありましたけれども、社会的な等々が重いということで今回処分されたのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） お答えいたします。

こちらにつきましては美里町職員の懲戒職務処分等に関する規程に定めておりまして、この処分につきましては、著しい速度超過等の悪質な交通法違反をした場合、これに当てはめております。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） そうしますと、これは何キロオーバーということじゃなくて、今言ったような理由で懲戒するということなんですか。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） ここで定めているのは著しい速度超過等に該当させているものでございまして、今回の一般道での31キロの速度違反となりますと刑事罰に、刑事手続に移りますので、そちらを適用させまして戒告という処分としたというところでございます。

○議長（鈴木宏通君） 平吹議員。

○2番（平吹俊雄君） それで、例えばスピードオーバーをして、例えば、そうですね、10キロぐらいのスピードオーバーして人身事故を起こしたというときも、この著しいものに入ってくるのかどうか、その辺。

○議長（鈴木宏通君） 総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） まず、1点目のスピードの関係でございますと、10キロですと、いわゆる青切符ということで行政手続で終了いたします。この場合は、特に処分等の対象とはならないものでございますけれども、人身事故を起こした場合におきますと、人に傷害を負わせた場合ということで処分対象になる可能性がございます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。（「オーケー」の声あり）ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

ということで以上にしたいと思います。

それでは、6) 番、職員の懲戒処分については以上といたします。

では暫時、説明員が届くまで。

では、続きまして、7) 番の第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画についてに入ります。

では、総務課長お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 説明員の紹介をさせていただきます。

最初に企画財政課課長の小林誠樹でございます。

○企画財政課長（小林誠樹君） よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐の高橋仁美でございます。

○企画財政課課長補佐兼統計係長（高橋仁美君） よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 政策係長の高橋 勲でございます。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 高橋です。よろしくお願ひいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 主事の竹川 洸でございます。

○企画財政課主事（竹川 洸君） 竹川です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 以上となります。

○議長（鈴木宏通君） では早速、説明のほどお願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 小林でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画に関する概要についての御説明を申し上げます。説明につきましては、担当でございます政策係長の高橋から説明させていただきます。

○議長（鈴木宏通君） では、高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 企画財政課総合計画担当の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、第2次美里町総合計画・総合戦略第3期基本計画案について御説明いたします。着座で御説明いたします。

○議長（鈴木宏通君） 着座にてお願いいたします。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 本日は、A3、カラー印刷の概要版、こちらで御説明い

いたします。それぞれのカットの右下に番号を付番しております。この番号の順番で御説明を行わせていただきます。

まず、左上のカット1から御説明いたします。

この計画の位置づけについてでございます。

本計画は、美里町の将来像とその実現に向けた取組を示す行政運営の最上位計画であり、まちづくりの基本的指針となるものです。

計画の構成、こちらにつきましては、3つの層から成り立っております。1つ目が基本構想、将来目標と基本的方向を示すものです。2つ目が基本計画、将来目標の実現のための施策を示すものです。3つ目が実施計画、施策を実際の行動に結びつけるものです。町の将来ビジョンから日々の具体的な取組を一貫して示すものとなります。また、この総合計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略と一体的に策定しています。

計画期間、こちらにつきましては基本構想が平成28年度から令和22年度まで、第3次基本計画、こちらにつきましては令和8年度から令和12年度までの5年間を対象としております。

次に、現在の人口の状況とこれまでの取組について御説明いたします。

資料左下カット2を御覧ください。

本町の人口につきましては、令和2年の国勢調査では2万3,994人となります。平成27年と比べまして858人減少いたしました。社人研推定人口におきましても、令和22年には1万8,554人まで減少すると見込まれており、人口減少は引き続き続くことが見込まれます。

目標人口につきましては、令和7年の目標人口2万2,610人に対しまして社人研推計人口、こちらは2万2,587人。宮城県の推計人口、こちらにつきましては2万2,373人となっており、総数につきましては目標人口と同水準にございます。しかしながら、若い世代の人口、こちらにつきましては目標との乖離が大きい傾向にございます。

次に、前計画における取組概要についてとなります。令和3年度から令和7年度までは、教育環境の充実と人材育成、地域産業の発展と雇用の確保、人口減少の抑制と高齢社会への対応、子育て環境の整備という4つの主要課題に取り組んできました。

具体的には、令和7年4月の町内3中学校の統合による美里中学校の開校、農業の担い手確保支援や中小企業支援金による雇用創出、住宅取得支援や地域おこし協力隊によるPR、これらの取組を行いまして主要課題の解決に取り組んできたところでございます。

次に、こうした取組の成果を図る施策の指標の達成状況についてとなります。

右上カット3、こちらを御覧ください。

指標につきましては、令和6年度末で44.2%、令和7年度末見込みで51%となる、およそ半数の指標で目標達成あるいは達成見込みという状況となっております。また、住民意向調査、こちらによります満足度の調査でございます。全体平均点といたしましては66.5点となりました。保健・医療、教育環境、子ども・子育てが高く評価されており、健康づくりの取組や新中学校建設、待機児童解消といった具体的な取組が住民の評価につながっていると考えられます。一方で、移住・定住、生活環境基盤、行財政運営の満足度が低く、人口減少やインフラ老朽化、厳しい財政状況への懸念が表れる結果となりました。

なお、重要度調査につきましては、高齢者福祉、保健・医療、子ども・子育てが上位となっております。

次に、2040年を見据えた5つの主要課題について御説明いたします。

右下のカット4、こちらを御覧ください。

地方創生の取組が始まって10年が経過しましたが、依然として首都圏への人口集中の流れは続いております。地方自治体は、人口減少を抑制する取組を進めつつ、その進行を冷静に受け止め、限られた財源や人材を最大限に生かしながら、必要なサービスを過不足なく、持続可能な形で提供していくことが求められます。

こうした状況を踏まえまして、次の5つの主要課題を設定いたしました。

1つは、住み続けたい魅力あるまちづくりです。若者や女性に選ばれる地域となるため、魅力ある暮らしの場をつくり、移住・定住促進の強化を図ります。

2つ目は、環境教育の充実と人材育成です。子供たちの生きる力を育み、世代を問わず学びを通して可能性を広げられる環境の充実に取り組みます。

3つ目は、子育て環境の充実です。共働き・共育て時代に対応し、多様なライフスタイルに応じた子育て支援を推進します。

4つ目は、高齢社会への対応と健康づくりです。高齢世代の活躍の場を広げるとともに、若い頃からの健康づくりにより、生涯健やかに暮らせる地域を目指します。

5つ目は、地域産業の発展と人材供給です。地域産業の生産性を高めるため、AIなどの新技術の活用と安定した人材供給により地域の稼ぐ力を高め、産業の成長力と競争力を強化します。

次に、裏面を御覧ください。

左上カット5になります。ここからは計画書の基本計画の内容となります。

先ほど申し上げました課題に取り組むに当たりまして、第3期基本計画、こちらではスロー

ガンとして「新しい大好きを 心、わきたつ美の里へ」を掲げております。このスローガンは、町民の未来を住民の皆様とともに思い描き、少しづつ形にしていくための共通の言葉であり、私たち一人一人が「新しい大好きを育んでいるだろうか」「心がわきたつ瞬間を生み出しているだろうか」という問い合わせを行いながら、町の取組を確かめ合い、未来に向かって進んでいくための道しるべとなるものです。

このスローガンを実際のまちづくりに生かすため、ミサトミライ指標という3つの視点を設定しております。

1つ目は大好きを続ける目標。今ある好きを大切にし、現行の水準を安定して維持できているかを評価します。

2つ目は大好きを育てる目標。小さな変化や努力を積み重ねて、もっと好きにしていく。行動や意識の変化、改善や向上が見られるかを評価します。

3つ目は、心わきたつ未来目標。まだ見ぬ価値に挑戦し、新しい好きを生み出していく。ここでは、試行や創造性を重視し、挑戦の姿勢を評価します。

なお、大好きを続ける目標、大好きを育てる目標につきましては、定量的な指標を設定し、達成率を図るものとしております。心わきたつ未来目標につきましては、定性的な指標として、達成率には非参入としております。こちらにつきましては、チャレンジにより、やはり新たな価値を見いだしていくこととなりますので達成率の参入は行わないものの、町の将来目標の達成のためにはしっかりとこれらの取組を行うことが必要と考えております。後ほど改めて御説明いたします。

次に、第3期計画の施策展開について御説明します。

左下カット6を御覧ください。

本町は、令和6年4月、かつての消滅可能性自治体から脱却したとされました。しかしながら、依然として出生数の減少や若者の転出による人口減少は大きな課題として残されております。よりよい住環境の創出の推進、また、若者や女性にとって魅力ある地域になるためには、多様で豊かなライフスタイルを提供することが求められているところでございます。そのためには、子育て支援と移住・定住支援、こちらを連動させ、新中学校を核とした教育・地域連携、産業振興を進めます。さらに、福祉の充実や脱炭素社会の実現、廃校の利活用などを組み合わせることで人口減少を抑制しつつ、その進行を見据えた持続可能な施策を推進し、地域に好循環を生み出していくきます。その施策に描くのは、都市農村の魅力と生活の質を兼ね備えた存在感のあるまち、すなわち「新しい大好き」と“心わきたつ美の里”の実現です。

この施策展開を加速させ、将来目標の実現に近づけるものが、この7つの未来目標です。

右上カット7を御覧ください。

未来目標の1つ目、笑顔あふれる子育て環境です。子供や保護者の笑顔があふれ、楽しみながら交流できる拠点づくりを進めるとともに、妊娠・出産から就学まで切れ目のない子育て支援を行います。

2つ目は、住み続けたくなる移住・定住です。町有地や空き家を活用し、民間事業者の力もお借りしながら、子育て世代や若者が安心して暮らせる住環境を整えます。

3つ目は、地域とともに育む学校運営です。美里中学校を核に、学校と地域が協力して教育活動や地域活動の解決に取り組む体制を充実させます。

4つ目は、スポーツでつながる健康と暮らしです。幅広い世代にスポーツと交流の場を広げ、地域全体の健康と活力を高め、住民のWell-beingを支えます。

5つ目は、挑戦と再生がひらく地域産業です。農業や中小企業の挑戦を支援し、事業の高度化や生産性の向上を図ることで地域資源を磨き上げ、産業の進化と地域経済の循環を促進します。

6つ目は、脱炭素と経済の調和です。住民や事業者への啓発を進め、日常生活や産業活動の中で脱炭素を実感できる取組を広げるとともに、公共施設の省エネ化や環境教育の推進を行います。

そして7つ目、3つの学び舎を未来の原動力へです。旧中学校施設を地域課題の解決や新たな魅力創出につながる場として利活用し、かつての学び舎を未来を切り開く原動力として再生していきます。

最後に、基本構想の主な内容について御説明いたします。

右下カット8を御覧ください。

基本構想における将来目標と基本的方向についてございます。

まず、将来像につきましては、心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまちです。

目標人口につきましては、令和22年の目標人口を1万9,306人と設定しております。

この2つの将来目標については、第2次総合計画における長期目標として前計画から継承しております。将来目標の実現に向け、さきに御説明した5つの主要課題の解決、また、6つの分野における取組の基本的方向を示しております。

なお、この基本構想につきましては、令和7年12月議会の議案の提案を予定しております。

以上が第3期基本計画の概要となります。

説明については以上となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

午前の部はこの程度として、質疑については午後からにしたいと思いますのでよろしくお願ひを申し上げます。

再開は午後1時15分とし、この続きから行います。よろしくお願ひをして休憩に入ります。

以上になります。

午前1時47分 休憩

午後 1時13分 再開

○議長（鈴木宏通君） では、再開をいたします。

午前の部に引き続きまして、7)番の第2次美里町総合計画・美里町総合戦略第3期基本計画について午前中は説明をいただきましたので質疑に移りたいと思います。皆さんからの意見、質疑等ございましたらばお願ひいたします。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） では、まず1つ目として計画背景に関するお伺いします。

今回、新たにミサトミライ指標とか、すごく明るい感じで総合計画できているなと思ったんですが、それを、例えば、そうですね、案のところの25ページの計画体系図と見ながら、こちらの今日頂いた資料と比べながらだと分かると思うんですが、こちらは章と政策と施策と分けて、その隣に大好きを続ける目標、大好きを育てる目標、心わきたつ未来目標と入ってます。この形として前回と比べると、前回は4つの主要課題というところ、それが5つの今主要課題に変わってきて、そこの中から、それが章と政策とこの、何ていうんでしよう、つながり、例えば章がこれ全体にこの5つの分類ありますよね。主要課題、4のところですね。この紙でいたら4ですね。配布資料のところで4のところの2040年を見据えた5つの主要課題、これが今までやってきた4つの主要課題というところかなと思ってるんですね。これが、例えば章とか政策と、あと心わきたつ7つの未来目標とか、そういったところですね、基本方向とか。そういうといったところが分かりにくかったのでどういうふうに、何でしよう、体系として。章があつて節があつてとかなんとかという感じだと分かりやすいんですが、タイトルが全部主要課題だったり、何ですか、ミサトミライ指標、未来目標、課題解決の基本方向とか、そういう形になっていて、そこがちょっと、例えば住み続けたい魅力あるまちづくりの主要課題に対しては、第1章の、例えば政策とかそういったところと、こういうふうに入っていくところちょ

っと分からなかったんですよ。そのあたりをすみません、お願いします。

○議長（鈴木宏通君）　高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋　勲君）　御説明をさせていただきます。

まず、計画書の15ページ、16ページをお開きいただければと思います。

こちら15ページ中段、少し下段くらいになりますか、2の将来目標の実現に向けた基本的方向というところを示しているものでございます。こちらにつきましては、今期、第3期に取り組みます5つの主要課題について取組をアからオまでお示ししているところでございます。例えば、アのものにつきましては、住み続けたい魅力あるまちづくりの推進等になっております。こういった取組につきましては、複数の施策が関連して絡み合って行われるものになっておりますので、まず一旦、この（1）の部分につきまして、まず主要課題はこちらですよと御提示しているものとなってございます。

次に、（2）の分、16ページですね、（2）各分野における取組の基本的方向としている部分でございます。こちらは、議員から御指摘いただきました25ページの章に当たる部分と対応する関係となってございます。例えば、この、アのまちづくりという部分、こちらの部分で最後の一文で、人をひき寄せる「心わきたつまちづくり」という形のタイトルにしておりまして、これが章とひもづくような形となってございます。

また、次に25ページに行きまして、御質問をいただきました計画体系図の部分でございます。各施策におきまして、ミサトミライ指標を設定しております。例えば施策1につきましては、大好きを続ける目標というところに丸、また心わきたつ未来目標のところに星印をつけているようなものとなってございます。こちらにつきましては、例えば施策1、こちらの部分につきましては、大好きを育てる目標として定量的な指標を設定しております。それと併せまして、先ほど御説明しました心わきたつ未来目標、定性的な指標として移住・定住を促進するための対策というものを未来目標、失礼しました、ページ数でいきますと24ページ、その前のページですね、未来目標2、住み続けたくなる移住・定住ということで、関連施策1というところで移住・定住を促進するための対策という形でひもづけをしているところでございます。

○議長（鈴木宏通君）　よろしいですか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　今の最後のところです、特に。移住・定住のこの表の中の、今一番最初に言った移住・定住を促進するための対策が心わきたつ7つの未来目標の中の2ですか、住み続けたくなる。これは、表の中ではどこに書いてあることになるんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）　高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 25ページの表でいきますと、心わきたつ未来目標、施策
1、移住・定住を促進するための対策としまして、心わきたつ未来目標のところに星印をつけ
させていただいている部分でございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） これは、ミサトミライ指標ではないんですか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 今回、この大好きを続ける目標、大好きを育てる目標、
心わきたつ未来目標、この3つがミサトミライ指標という位置づけをしております。その中で、
星印をつけた部分が心わきたつ未来目標として、24ページで未来目標2の部分でございます。
このボックスの中に、関連施策：施策1、移住・定住を促進するための対策として関連づけて
いる部分となってございます。

○議長（鈴木宏通君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 確認です。

心わきたつ未来目標ありますよね。この頂いた資料の5のところにある右側のところですね、
右下の。これが心わきたつ7つの未来目標に分かれてるということですか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） お見込みのとおりでございます。（「やっと分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） よろしいですか。ほかにありますか。（「続き、いいですか」の声あり）
続き。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 次に入ります。

次が、指標の中で、この指標型、指標類型というんですか、この大好きを続ける目標と育てる目標、未来目標で、未来目標のほうが達成率非参入という形になっているので、これが各施策の表の中に入れ込んであって、この心わきたつ未来目標に入っている部分に関してはこの目標値はないということによろしいんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君） 高橋係長。

○企画財政課政策係長（高橋 勲君） 未来目標につきましては、大好きを続ける目標、また大好きを育てる目標につきましては、各施策におきまして定量的な数値的な指標を設定しているところでございます。心わきたつ未来目標につきましては、定性的な指標としてこの取組をしっかりと取り組んでいくんだと。ただ現在のところ、なかなか数値の設定というのは難しいよう

なものとなってございますので、そういった形で分け方をしておりまして、心わきたつ未来目標は非参入の指標としているところでございます。

○議長（鈴木宏通君） では、ほかにありませんか。ありませんか。（「なし」の声あり） よろしいでしょうか。

では、以上したいと思いますが、あとはいろいろまた12月会議でこの部分も提案されてきますので、いろいろ勉強していただきながら、また質疑等をしていただきたいと思います。

それでは、7) 番の第2次美里町総合計画・美里町総合戦略の第3次基本計画については以上としたいと思います。

説明員については変わることある。このままでよろしいですか。

では、そのまま8) 番、中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査についてに入ります。

では、説明を。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君） 企画財政課小林でございます。

引き続き、中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査につきまして御説明をさせていただきたいと存じます。担当の竹川から説明をさせていただきます。

○議長（鈴木宏通君） 竹川主事。

○企画財政課主事（竹川 洋君） 企画財政課の竹川です。

私から中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査について御説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

資料は、A3、カラー刷りのものとなっております。

初めに、左上に1、中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査についてと記載のあるカットを御覧ください。

町では、美里町中学校の開校に伴い閉校となった3つの中学校跡地の有効活用に向けて、令和6年1月に中学校跡地等活用可能性検討事業を創設し、具体的な検討を進めております。

本検討事業では、民間事業者との対話を通じて、民間事業者ならではの意見や実現性の高い活用検討を行う官民連携サウンディング調査、地域住民の意向把握やアイデア創出を図るとともに、地域活性化につながる活用検討を行う南郷中学校跡地等活用住民ワークショップ、そして次世代の若者の視点を取り入れるため、学生と連携した活用検討を行う南郷中学校跡地等活用学生連携プロジェクトの3つの取組を実施することとしております。

このたび、取組の一つである官民連携サウンディング調査について調査が完了しましたので、結果を御報告させていただきます。

左下の2、官民連携サウンディング調査についてと記載のあるカットを御覧ください。

町といたしましては、跡地の利活用を検討する上で民間活力の導入を重要な選択肢の一つであると考えております。そのため、民間企業ならではの創意工夫に基づく事業アイデアや実際の参入意欲、参入条件等を把握することを目的として、官民連携サウンディング調査を実施させていただきました。サウンディング調査とは、自治体が公有地や公共施設の利活用を検討する際に、民間事業者との対話を通じてアイデアや事業化への意向を把握し、実現可能性を探る手法です。正式な入札や契約手続などの事業化の前段階として、民間の知見やノウハウを活用する効果的な調査方法として自治体で活用されています。

今回実施した調査でも、民間事業者から様々な御提案をいただきましたので、その内容について御報告させていただきます。

右上の3、サウンディング調査の結果について①と記載のあるカットを御覧ください。

今回のサウンディング調査では、公募により申込みのありました9つの事業者と個別対話を実施しております。

主な提案内容について、対象跡地ごとに御紹介をさせていただきます。

なお、事業者のノウハウ等を保護する観点から非公開となる情報は除いておりますので御了承ください。

まず、全ての中学校跡地を対象とした提案といたしまして、再生可能エネルギー施設を整備するという御提案をいただいております。こちらは校庭などの土地を発電用地として活用する内容になっておりまして、土地を町から事業者が借りて実施することを想定されております。中学校跡地で発電した電力を、例えば新中学校に供給するといった事業スキームとなるとストーリー性があつてよいのではないかという御提案をいただきました。また、中学校跡地で事業をする上で、初期投資を抑えるため、国や県の補助金・交付金の活用を検討してほしいとの要望をいただいております。

続いて、小牛田中学校跡地に関する提案といたしまして、スポーツ施設として整備するという御提案をいただいております。

内容といたしましては、グラウンドを屋外運動施設として整備し、スポーツ交流拠点として活用する、また、段階的にクラブハウスや公園を整備するといった内容となっております。既存の照明設備の活用や隣接するトレーニングセンターと連携した一体的な管理など、地域の特性を生かした活用がいいのではないかと意見をいただいております。

要望といたしましては、施設の整備は町が行い、施設運営を5年間の指定管理方式で事業者

が行う方法で要望をいただいております。

課題といったしましては、事業者が直営で施設運営を行うことは採算性の確保が困難である点や、事業期間が5年以上となる場合は賃金上昇や物価高騰への補填が必要になること、PFI方式等で民間資金を活用して施設整備から運営まで一括で整備する場合はチーム組成や資金調達が難しいといった意見をいただきました。このような課題から、スポーツ施設とする場合は、施設整備は町が実施し、運営管理やソフト事業の展開を事業者が担うといった御提案をいただいているところであります。

続いて、小牛田中学校と不動堂中学校跡地に関する御提案といったしまして、住宅の整備をするという御提案をいただいております。学校や幼稚園が近隣にあり、駅にも車でアクセスしやすい立地のため住宅需要に問題がないことから、定住促進のための子育て世帯向け集合住宅を整備する、また状況を見て戸建て住宅や宅地分譲の検討を行うといった提案をいただいております。

事業方式は土地使用賃貸借による施設整備が想定されており、町が事業者に土地を貸し付けて事業者がその土地に住宅を整備するというイメージとなります。こちらの整備で無償貸付け・減額貸付けの検討をしてほしいとの要望を受けております。また参入するに当たって、水道、道路のインフラ整備は町側で負担してほしいとの要望も受けております。住宅建設費は15年前と比較して約1.5倍から2倍に上昇しており、中学校跡地は敷地面積が大きいため、住宅地として一括で整備することは投資リスクが高く、段階的な整備が必要になるといった意見をいただいております。

続いて、右下の4、サウンディング調査の結果について②と記載のあるカットを御覧ください。

不動堂中学校跡地に関する提案といったしましては、地域交流拠点等を整備するという御提案をいただいております。

内容といったしましては、子供の屋内遊び場及び子育て支援施設といった地域交流拠点を整備するという内容になります。子供の屋内遊び場は、地域内外から子育て世代が訪れる施設であり、先ほどの子育て世帯向けの住宅と併せて整備することで、地域外から施設を訪れた子育て世帯の定住につなげるというストーリーが想定されております。設計から建設、維持管理、運営まで一括で行うDBO方式で施設整備を行う想定で御提案をいただいております。

また、不動堂中学校跡地は住宅地内の立地であること及び道路配置や敷地の高低差から商業的な事業展開は難しいと意見をいただいており、住宅や地域交流拠点の整備といった立地環境

を生かした提案をいただいているところであります。

続いて、南郷中学校跡地に関する提案となります。1つ目が産業関連施設を整備するという提案になります。

内容いたしましては、校舎を農作物や食品の生産施設として活用する。また、その上で従業員用の教育研修施設、宿泊施設を整備するといった内容となります。地域産業を生かす新たな産業を生む施設として、産業の活性化と雇用を創出する整備の提案となっております。施設を使用賃貸借する提案となり、独立採算制で事業が成立することを想定いただいております。

要望いたしましては、事業の実現可能性をさらに高めるために、国や県の補助金の活用、無償・減額貸付けの検討、地元企業や農家との連携支援をしてほしいとの要望をいただいております。

南郷中学校2つ目の提案は、地域交流拠点等の整備となります。

内容いたしましては、子育て世帯から高齢者まで地域住民が交流できる拠点としての整備、再生可能エネルギー施設とIT関連施設の複合整備、農業体験が行える施設整備、周辺施設と連携した拠点など、校舎を生かした複合的な地域交流拠点としての整備の提案をいただいております。

要望いたしましては、建物等の改修は町で実施してほしい。その上で、指定管理方式での事業運営を希望するといった意見や、周辺施設との連携運営や地元企業、農家との連携支援をしてほしいといった要望をいただいております。

課題いたしましては、地域交流拠点は事業者直営での運営は独立採算制が困難であるため、町の支援が必要であると意見をいただいております。

以上、サウンディング調査の結果について対象跡地ごとに御報告させていただきました。

裏面には、5、活用方針の検討状況についていたしまして、これまでの取組で把握した活用ニーズとサウンディング調査で把握した事業性を踏まえて、現時点における整備の方向性を考え、活用の方向性をまとめております。

この図の見方となります。一番左側に施設名を記載しておりまして、施設名の隣が住民意向調査、住民ワークショップ、サウンディング調査で把握した活用ニーズをそれぞれの施設ごとに横並びしております。プラスの記号を挟みまして右隣がサウンディング調査で把握した事業性となっておりまして、矢印の右隣が活用ニーズと事業性を踏まえた整備の方向性、その隣が活用の方向性と続いております。

小牛田中学校跡地の活用の方向性いたしましては、周辺のスポーツ施設と連携した地域の

スポーツ交流拠点として、既存のスポーツ施設と連携しながら、地域の誰もが健康になれるW
e l l – b e i n g な暮らしを育む交流拠点としております。

不動堂中学校跡地の活用の方向性といたしましては、次世代に選ばれる定住促進と地域共生の拠点として、駅や学校、幼稚園が近隣にある立地を生かし、子育て世帯の定住を促すとともに、多世代の暮らしを支える拠点としております。

南郷中学校活用の方向性といたしましては、2つの方向性を考えておりますが、1つ目が美里ブランドを創出する地域産業活性化の拠点として校舎を活用し、農作物の生産や加工を通じて美里ブランドを創出することで地域産業の活性化につながる拠点という意見が1つ。2つ目の方向性として、地域資源を生かした地域交流活性化の拠点として地域のにぎわいを創出するとともに、災害時には地域を支える役割も担うことで安心と活気のある拠点の2つをサウンディング結果として今回取りまとめました。

なお、南郷中学校においては、最終的に一つの方向性にまとめていきたいと考えております。

以上、現時点での活用方針の検討状況について説明をさせていただきました。

最終的な活用方針につきましては、現在進行中の宮城大学と連携したプロジェクトの検討結果を12月中に報告を受けることとなっておりますので、その結果等を踏まえて最終的な活用方針を定めていきたいと考えております。

以上、中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査について報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木宏通君）　ただいま説明をいただきました。皆様から御意見、質問等を受けたいと思いますが。柳田議員。

○5番（柳田政喜君）　2つほど聞きたいことがあります。

というのは、この調査でこれで進めるのはいいんですけども、それぞれの中学校跡地に行くと、聞いておきたいことが2点ほどありますて、まず1点目は不動堂の武道場の件なんですねけども、あれはこれから除くということで前に話してありましたが、その後の進展、私たち聞いていないので、それをまず1点、聞かせていただきたいのと、1個ずつでいいですか。

（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏通君）　暫時ちょっと休憩しますね。

午後1時37分　休憩

午後1時40分　再開

○議長（鈴木宏通君）では、再開して。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）柳田議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま御質問のございました不動堂中学校の旧武道場に関しては、今回のサウンディング調査の対象外としております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏通君）柳田議員。

○5番（柳田政喜君）分かりました。そちらにつきましては、ほかのところでほかの機会に聞きたいたいと思っています。

それともう一つ、小牛田中学校のほうなんですかけれども、前にもこれお聞きしてると思うんですけれども、あそこは昔工場があって、そこで地下水を使っていたことがあって、その地下水が今中学校のボイラー室のところにあふれてきてる状況になってますよね。今回このサウンディングで何か利用する際にあそこをどうするのか。そういう水の流れって止められるものでもないと思うので、あそこ止めたら今度違うところに漏れてくるかもしれないという話になつていますので、あそこでもともと出してるんじゃないですね。勝手にあそこに湧き出してきてしまっているものですから、その辺については、このサウンディングとかいろんな調査するに当たって、どのように検討したのか回答をお願いします。

○議長（鈴木宏通君）企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）ただいまの御質問にお答えをいたします。

小牛田中学校の跡地で地下水が出てるということは存じ上げてございますけれども、今回のサウンディングについては民間の事業者の皆様から御提案をいただいたというところが、利活用の御提案をいただいてございますので、今回地下水の課題までの解決はしてございません。今後こういった方針を基に具体的な施設整備をする際に、そういった地盤の関係ですとか、それらに対する対応の必要性ですとか、そういったところですね、改めて一般的に言えば、例えば基本設計をしていく、実施設計をしていく、そういったところで解決していきたいと考えてございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（鈴木宏通君）以上でよろしいですか。

ちょっと暫時休憩しますね。

午後1時42分 休憩

午後1時44分 再開

○議長（鈴木宏通君）では、再開をしてサウンディング調査に戻ります。

皆さん、質疑等がございましたらばお願ひいたします。ありませんか。

あともし、12月にある程度、最終方向性を決めて、多分3月会議までの大体その方向性をきちつと示せるという判断でよろしいのかどうかちょっと。企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）最終的な活用案につきましては、現在まだ宮城大の学生さんがいろいろ御提案をしたいということで活動していただいておりますので、この提案が年内中に行われる予定でございます。その提案も含めまして、最終的な方向性を年度内に決めまして、またその際には御報告をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（鈴木宏通君）皆さんからほかに質疑等。前原議員。

○10番（前原吉宏君）今の宮城大学なんですけれども、私の記憶間違ってたらごめんなさいね。南郷中学校の校舎と跡地だけだったかなと。ほかの不動堂中学校、小牛田中学校に関しては、宮城大学との関わりというのではないんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）お答えをいたします。

宮城大学の活動については南郷中学校を対象として活動させていただいておりまして、小牛田中学校、不動堂中学校については今回の宮大の活動には入ってないという状況でございます。

○議長（鈴木宏通君）前原議員。

○10番（前原吉宏君）ということは、計画にはなかったのでそれは入ってないと理解していいわけですね。南郷中学校だけで、小牛田中学校、不動堂中学校に関しては、宮城大学は関わらないと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（鈴木宏通君）企画財政課長。

○企画財政課長（小林誠樹君）議員御質問のとおり、不動堂、小牛田については取壊しの方針を町としましては出しておりますので、跡地の建物、校舎を活用しなければならない南郷中学校に限定をして活動をお願いしているということでございます。

○議長（鈴木宏通君）ほかにありませんか。よろしいですか。（「なし」の声あり）

では、8) 番、中学校跡地等活用官民連携サウンディング調査につきましては以上といたします。

説明員の皆様、大変ありがとうございました。

では、引き続き始めたいと思います。

4番のその他に移ります。事務局から報告等いろいろありますのでよろしくお願ひします。

○事務局主事（佐藤理子君） 事務局より御連絡します。3点御連絡します。

まず1点目なんですかけれども、令和8年度版のみやぎ手帳が現在発売中です。販売場所は、本庁舎は企画財政課、会計課、南郷庁舎は町民窓口室で取扱いをしています。1冊700円ですので御購入の方はよろしくお願ひいたします。

2点目です。文書箱のほうに写しを先日入れさせていただいたんですけれども、12月25日木曜日、大崎広域の組合議会の主催で交流会議が開催されます。講演会と研修会と交流会の3部制になってまして、講演会と研修会はパレットおおさきで、交流会はインパルラで開催されます。パレットおおさきからインパルラまでの移動手段として大崎広域でバスを用意するみたいなので、バスの利用を希望する方はそちらも移動可能になりますのでよろしくお願ひいたします。また、懇親会の会費につきましては議員積立金から支出をします。8,000円です。広域のバスを利用するのを希望される方ですか、この交流会議自体を欠席される方、あと懇親会のみ欠席される方とか、いろんな御都合あると思いますので、本日お帰りになる前に事務局にお声がけをお願いいたします。

○議長（鈴木宏通君） 皆さんにここで表明をしていただきたいと思います。

まずは欠席をするという方々は、まずここは監査、例月監査なので藤田議員は無理ですね。あとは（「一部欠席の方」の声あり）研修会は。（「研修会は出るよ」の声あり）懇親会も欠席ということで。あとほかにいますか。研修会には出席して懇親会は欠席と。よろしいですか。3名、3名というか、赤坂さんを入れて4名、多分赤坂議員と恵悦さんは無理かなとは思ってますけれども。

○事務局主事（佐藤理子君） そのお2人には個別で御連絡を取って、今4人の方、御都合あるということで。

研修会場から交流会場までバスを御利用される方って、今のところいらっしゃいますか。パレットからインパルラまで。お1人。行き方は、一応公用車は取ってるんですけども、自家用車でも。一応、10人乗りのキャラバンは取ってはいるので、でも帰りはちょっとお迎えに行けないんですけれども。パレットまで。（「去年と同じような形になります」「去年と同じね」の声あり）

○議長（鈴木宏通君） 広域のバスをお願いしたいという方はいますか。パレットからインパルラまで。4人。

○事務局主事（佐藤理子君） はい。4人で。

○議長（鈴木宏通君） 行くときに、こちらから乗っていく人は何人いますか。3名。

○事務局主事（佐藤理子君） バスを利用される方のうち佐野さん以外の方ということですね。分かりました。（「4人ね」の声あり）分かりました。ありがとうございます。（「山岸さんも入ったね」の声あり）山岸さんも公用車。分かりました。（「時間を教えてください」の声あり）時間は、12月25日の第一部の講演会が1時半から。（「25日」の声あり）25日。（「15と聞こえた」「25」の声あり）

じゃ、交流会のことは以上となります。

最後、3点目の御連絡です。宮城県町村議会議長会主催の町村議会議員講座が1月22日に開催されます。各町村の議員定数の半数を定員とされてるんですけども、ちょっとお忙しい時期になりますので、こちら任意の研修になりますので強制ではありませんので、もし興味のある方は事務局にお声がけください。講座の概要につきましては、議員のボックスに入っていますので御確認お願いします。もし参加を希望される方いらっしゃいましたら12月会期中にも事務局にお声がけください。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

では、引き続き局長から。

○事務局長（伊藤博人君） すみません。手短に御説明させてもらいます。

私からは、来月の12月会議のスケジュールですね、大まかなものについて情報共有させていただきます。

まず12月1日、こちら議案送付日を予定してございます。それに伴います一般質問、12月3日水曜日、一般質問の締切りとなります。議会運営委員会は、次の日の12月4日9時半から開催を予定してございます。12月9日、12月会議初日、12月9日火曜日10時開会となります。よろしくお願いいたします。

なお、12月につきましては、現在のところ12月第2回会議、こちらについても予定しております。それにつきましてのスケジュールは、12月23日火曜日、議案を送付、議会運営委員会が25日の、開始時間、いつもと異なります。25日の10時から、こちら議運を開催予定です。そして、2回会議が12月26日、ちょうど御用納めの日となります。こちら12月第2回会議、12月26日金曜日の10時から開会を予定してございます。

以上、私からの連絡事項です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございました。

本来だと、今日、11月会議の予定でしたが、これが1か月延びるという感覚で皆さんよろし

くお願いします。

あとは、今、国でいろいろ思案しておりますお米券とか、そっちのほうの部分がある程度、制度設計ができて町としての方向性が決まって、いろいろ皆さんに御提案をしたいという話もちょっと耳にしております。そういうところを含めて第2回会議の運びとなります。昨年というか、今年に限っては1月にしておりましたので少し早くなつたかなと。1月さすがに15日に議会をされてもちょっと困ると思うので、12月最終日になる予定です。

あと何かありますか。佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 12月会議、12月9日からなんですかけれども、予定としては大体2日なのか3日なのか。それと、忘年会例年しますけれども、その辺。

○議長（鈴木宏通君） 忘年会に関して、まず一応全協終了後、皆さんにちょっとお聞きしたいなという部分があつたので、終了後に再度、その忘年会については話し合いをしたいと思います。会期日程につきましては、まず3日間を予定しておりますが、期間は一般質問の方が何人いるかということになると思います。ここにいる方、予定している人、実際今、聞いていいですか。3人。そうすると、3人だと2日で終了して（「3人」「検討中」の声あり）検討中でもいいよ、そこはそこで。最大5人にも関わらず2日半、5人でもね。だから、今回ちょっと議案数としてはあるんです。今回の今のやつも含めていろいろ出てくる可能性は高いんです。そういうところもありますので、議案数としては増える……。

○事務局長（伊藤博人君） 数確定ではないんですけれども、議長おっしゃったとおり、ぱっと見た感じ、かなりの数ありました。それで、数以前にその内容で、前にいろいろ一般質問とかでも出ていた、課題になっていたスポーツ施設関係とかの利用料の改定の条例もどうやら12月会議に出していくということで今調整しているそうですので、内容についてちょっとかなり濃い議案になってるというところまでは情報分かってます。最終的な数はまだ、議案は何本とは固まってないんですけども、見た感じ、数はそれなりに、条例改正等、補正予算である模様です。

以上です。

○議長（鈴木宏通君） ありがとうございます。

今、一般質問の中で確定としては3名と、したいという方向性を持ってる方々なので、それを思えば2日で終了するかなとは思います。一応、日程としては3日間の予定は組みますけれども、現実何となく2日で終わるというところになるかなと思っております。皆さんの今後のいろいろと御提案、質疑等をお待ちしておりますので、質問の受付にはぜひお越しいただきま

すようお願いしたいと思います。

あと、そのほか、何か、あとありますか。

以上で終了させていただいて、まずちょっと今、佐野さんから提案ありました、ちょっと忘年会についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

一応ここで全員協議会を締めます。じゃあ、副議長お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 午前中から長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

これで全員協議会の一切を終わらせていただきます。

午後2時00分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年11月28日

美里町議会議長